

# 令和6年度 赤磐市水質検査計画



赤磐市建設事業部上下水道課

## 1. 水質検査計画について

赤磐市水道事業では市民の皆さまが安全かつ清浄な水を安心して使用していただけるよう水源から、各家庭の蛇口に至るまで定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しております。

この水質検査の適正化を確保するために、検査項目等を定めた「水質検査計画」を策定し、需要者の皆さまにホームページにて検査結果を情報公開し、今まで以上に安心して水道水を利用していただけるよう努めてまいります。

また、次年度の水質検査計画に結果を反映させていきます。

## 2. 事業の概要

赤磐市水道事業がお届けする水道水は、市内7地点で取水し、浄水処理しています。

また、岡山県広域水道企業団から一部供給を受けています。(受水といいます)

## 3. 浄水施設概要

浄水場名	原水の種類	施設能力 (日量)	浄水方法
松木浄水場 (吉原水源)	浅井戸	2,160 m <sup>3</sup>	塩素処理 消石灰注入
町苅田第1水源・浄水場	浅井戸	624 m <sup>3</sup>	急速ろ過 塩素処理
多賀第6水源・浄水場	浅井戸	1,500 m <sup>3</sup>	急速ろ過 塩素処理 活性炭処理
出屋第7水源・浄水場	浅井戸	1,500 m <sup>3</sup>	急速ろ過 塩素処理
周匝浄水場	浅井戸	810 m <sup>3</sup>	急速ろ過 塩素処理
是里浄水場	浅井戸	300 m <sup>3</sup>	急速ろ過 塩素処理 曝気処理
草生水源・浄水場	浅井戸	150 m <sup>3</sup>	塩素処理

## 4. 水質検査について

定期水質検査は、市民の皆さまが安心して水道水を利用できるように水源から浄水場、蛇口に至るまで、法令で定められた採水場所、検査項目、検査頻度、検査方法で行っています。

### ① 採水場所

定期検査は浄水場、受水地点、配水系統や給水管末地区などを考慮し、市内21地点で行います。

また、1日1回行わなければならない残留塩素、濁り、色の検査(毎日検査)は市内12地点で行います。(採水場所は別紙 NO.1 参照)

### ②検査項目

検査項目は、水源の状況や水質基準項目(水道事業者が蛇口で必ず守らなければならない項目)のこれまでの検査結果から判断し決定します。

(別紙 NO.2 及び NO.3 参照)

### ③検査頻度

#### ・水質基準項目

法令で定められた頻度で行います。(別紙 NO.3 参照)

#### ・毎日検査項目

365日、1日1回蛇口(給水栓)で行います。

#### ・水質管理目標設定項目

今後基準濃度を超えて浄水中で検出される可能性があるもので、水質管理上留意すべきものであるため、年1回行います。(別紙 NO.4 参照)

農薬類については散布時期に年1回行います。(別紙 NO.5 参照)

### ④検査方法

水質検査方法は、国が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行われます。

臨時の水質検査は、水源の水質が著しく悪化したとき、水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が流行しているときなどに行い、直ちに的確な措置をとり、異常が終息して安全が確認されるまで連続的に行います。

## 5. 水質検査の委託

赤磐市水道事業では定期及び臨時の水質検査を、厚生労働大臣の登録水質検査機関の中でも、更に公益社団法人日本水道協会が認定を行う水道GLP等を取得した水質検査機関へ改正された水道法施行規則に従い委託して行います。

別紙NO. 1

定期検査採水地点 ●

毎日検査採水地点 ●

是里農村公園

是里原水井

草生原水井

草生コミュニティ

周匠原水井

吉井支所

中山コミュニティ

稲蒔コミュニティ

仁堀出張所

仁堀原水井

広戸加圧ポンプ場

八島田コミュニティ

笹岡公民館

出屋第7水源

多賀第6水源

町苅田第1水源

赤坂支所

吉原第3取水場

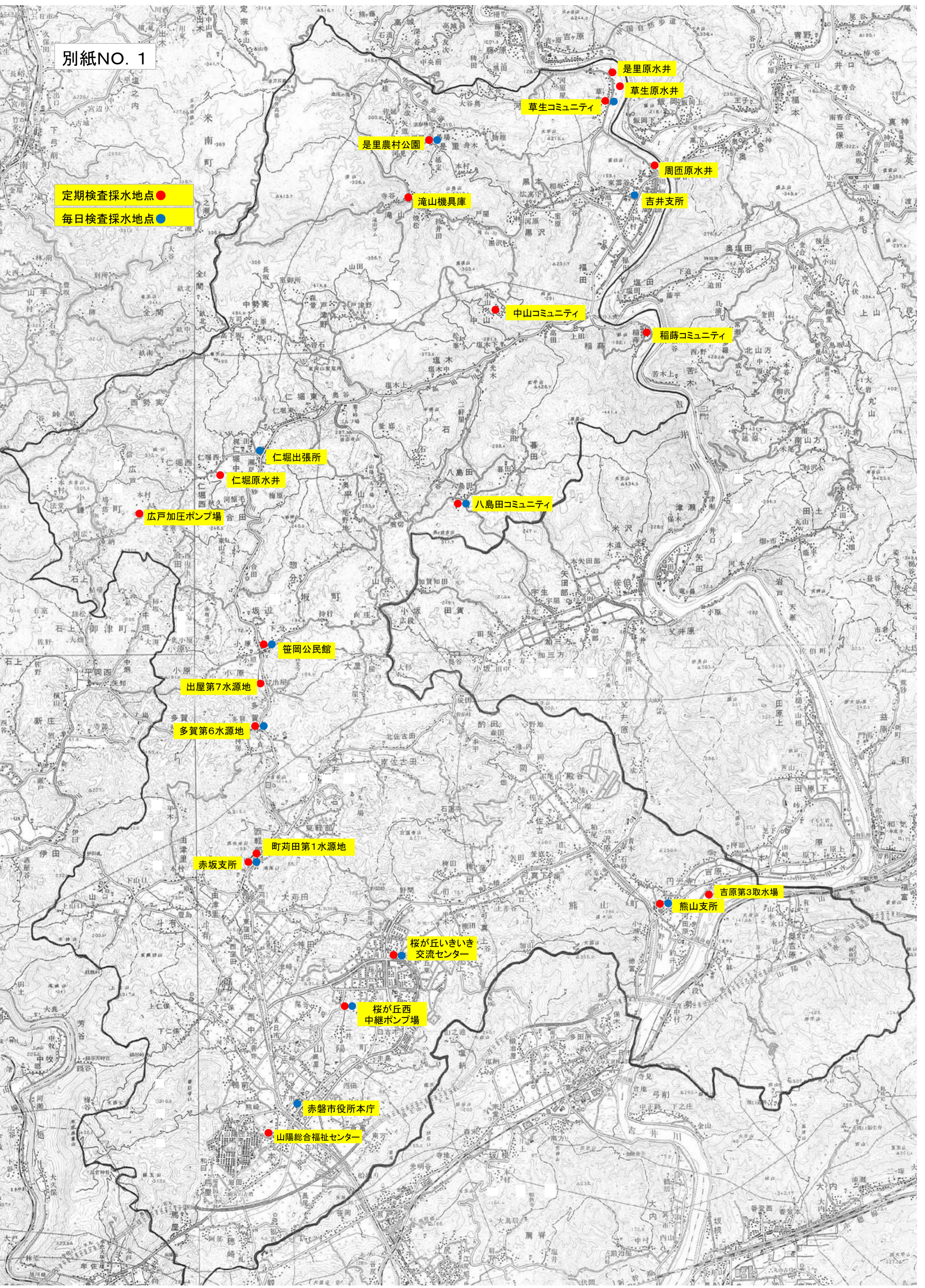
熊山支所

桜が丘いきいき  
交流センター

桜が丘西  
中継ポンプ場

赤磐市役所本庁

山陽総合福祉センター



番号	定期検査項目	水質基準値		山陽地区		赤坂地区		熊山地区		吉井地区						全地区 最高値	
				山陽総合 福祉センター	桜が丘西 中継ポンプ場	赤坂支所	笹岡公民館	いきいき 交流セン ター	熊山支所	滝山機庫	草生 コミュニティ	稲蒔 コミュニティ	広戸加圧ボ ンプ場	八島田 コミュニティ	中山 コミュニティ		是里 農村公園
基1	一般細菌	100	個/mL	1	0	0	0	4	2	2	15	0	0	2	0	0	15
基2	大腸菌	検出されないこと		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
基4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/L	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基8	六価クロム化合物	0.02	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L	0.7	0.7	0.5	0.4	0.7	5.3	0.7	0.6	0.5	0.7	0.7	0.7	1.3	5.3
基12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/L	< 0.08	0.08	0.2	0.21	< 0.08	0.09	< 0.08	0.09	0.09	0.08	0.09	0.09	0.11	0.21
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	mg/L	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.02
基14	四塩化炭素	0.002	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
基15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基17	ジクロロメタン	0.02	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基19	トリクロロエチレン	0.01	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基20	ベンゼン	0.01	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基21	塩素酸	0.6	mg/L	0.21	0.15	0.16	0.19	0.15	0.08	0.41	0.31	0.31	0.31	0.27	0.41	0.23	0.41
基22	クロロ酢酸	0.02	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基23	クロロホルム	0.06	mg/L	0.017	0.023	0.028	0.019	0.031	< 0.001	0.013	0.036	0.038	0.039	0.032	0.032	0.01	0.039
基24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/L	0.005	0.005	0.006	0.006	0.007	< 0.003	0.003	0.005	0.005	0.004	0.005	0.008	< 0.003	0.008
基25	ジブromクロロメタン	0.1	mg/L	0.006	0.007	0.009	0.009	0.008	< 0.001	0.008	0.01	0.010	0.008	0.009	0.01	0.007	0.010
基26	臭素酸	0.01	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基27	総トリハロメタン	0.1	mg/L	0.029	0.037	0.048	0.041	0.047	< 0.001	0.029	0.053	0.055	0.059	0.059	0.057	0.026	0.059
基28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	< 0.003	0.01	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0	0.02
基29	ブromジクロロメタン	0.03	mg/L	0.009	0.01	0.014	0.013	0.012	< 0.001	0.009	0.016	0.017	0.016	0.018	0.018	0.008	0.018
基30	ブromホルム	0.09	mg/L	< 0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	< 0.001	0.002	0.001	0.001	0.016	0.001	0.001	0.002	0.016
基31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008	0.009	< 0.008	< 0.008	0.009
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/L	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L	0.04	0.04	0.07	0.04	0.04	< 0.01	0.02	0.05	0.05	0.04	0.06	0.06	0.01	0.07
基34	鉄及びその化合物	0.3	mg/L	< 0.03	0.07	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03
基35	銅及びその化合物	1.0	mg/L	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
基36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L	6.7	7.1	10.7	11.4	7	8.5	8.7	9.7	9.7	8.7	9.5	10.5	8.7	11.4
基37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L	< 0.001	0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.002
基38	塩化物イオン	200	mg/L	15.0	14.9	13.3	11.8	15.4	10	10.3	12	12	12	14.6	13.8	10.0	15.4
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/L	31	32	47	43	31	81	41	38	35	36	36	35	43	81
基40	蒸発残留物	500	mg/L	72	74	113	102	73	156	86	87	86	84	84	84	92	156
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
基42	ジェオスミン	0.00001	mg/L	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	< 0.000001	0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/L	< 0.000001	< 0.000001	0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
基45	フェノール類	0.005	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/L	1.1	1.0	1.0	1.1	1.1	< 0.3	1.1	0.9	1.1	1.2	1.1	1	0.7	1.2
基47	pH値	5.8~8.6		7.5	7.7	7.4	7.5	7.5	6.4	7.3	7.7	7.7	7.9	8.0	8	7.4	8.0
基48	味	異常でないこと		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基49	臭気	異常でないこと		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基50	色度	5	度	< 1	1.0	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	1.0
基51	濁度	2	度	< 0.1	0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.1
毎1	色	異常でないこと		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毎2	濁り	異常でないこと		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毎3	消毒の残留効果	0.1以上		0.7	0.7	0.6	0.8	0.7	0.7	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.8	0.6	0.8

## 水質基準項目

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	検査頻度設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基15	1, 4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromokロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3月	薬品による汚染のおそれがあるため
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromोजクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	原因藻類発生時期に 月に1回以上	安全確認のため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	原因藻類発生時期に 月に1回以上	安全確認のため
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
毎1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	省略不可項目

## 水質管理目標設定項目

番号	項目名	目標値	検査頻度	
			原水(5カ所)	浄水(6カ所)
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/ℓ以下	1回/年	—
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/ℓ以下	1回/年	—
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/ℓ以下	1回/年	—
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	1回/年	—
8	トルエン	0.4mg/ℓ以下	1回/年	—
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/ℓ以下	1回/年	—
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下	—	1回/年
14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下	—	1回/年
15	農薬類※1	1 ※2	散布時期に 1回	—
16	残留塩素	1mg/ℓ以下	—	1回/年
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上、100mg/ℓ以下	1回/年	1回/年
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回/年	1回/年
19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下	—	1回/年
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下	1回/年	—
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下	1回/年	—
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/ℓ以下	1回/年	1回/年
23	臭気強度(TON)	3以下	—	1回/年
24	蒸発残留物	30mg/ℓ以上、200mg/ℓ以下	1回/年	1回/年
25	濁度	1度以下	1回/年	1回/年
26	pH値	7.5程度	1回/年	1回/年
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上、極力0に近づける	—	1回/年
28	従属栄養細菌	2000個/ml以下	—	1回/年
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	1回/年	—
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	1回/年	1回/年
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/ℓ以下	1回/年	1回/年

- 備考 ① ※1:農薬類の項目は、14種類の農薬について検査を行います。(別紙NO.5参照)  
 ② ※2:各農薬の検出値と目標値の比の総和で、単位ではありません。  
 ③ —は 検査を行いません。  
 ④ No.25,26は浄水場が浄水処理工程管理のために行います。  
 ⑤ 目標値(この数値以下になるよう努める値)

## 水質管理目標設定項目(農薬類)

番号	農薬名	目標値 mg/ℓ	検査頻度
7	アセフェート	0.006	1回/年
16	イプフェンカルバジン	0.002	1回/年
21	エトフェンプロックス	0.08	1回/年
38	クロルピリホス	0.003	1回/年
39	クロロタロニル(TPN)	0.05	1回/年
49	シハロホップブチル	0.006	1回/年
51	ジメタメトリン	0.02	1回/年
55	ダイムロン	0.8	1回/年
60	チオファネートメチル	0.3	1回/年
62	テフリルトリオン	0.002	1回/年
73	ピラゾリネート	0.02	1回/年
78	フェニトロチオン(MEP)	0.01	1回/年
95	ブロモブチド	0.1	1回/年
96	ベノミル	0.02	1回/年
98	ベンゾビシクロン	0.09	1回/年
109	メタラキシル	0.2	1回/年

※採水場所によって項目は異なります。